

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

事業承継税制の改正

Q : 今年度の税制改正では、事業承継税制が改正されたとか。どのようになったのですか？

A : 要件の緩和、負担の軽減、手続きの簡素化が行われました。

【解説】

今年度の税制改正では、事業承継税制が、もっと多くの中小企業に利用されるようにと、要件が緩和、負担が軽減、手続きが簡素化されました。

主な内容は、次のとおりです。

- ① 親族外の後継者にも適用できるようになった。
- ② 雇用緩和要件が「毎年8割以上」から「5年間平均で8割以上」となった。
- ③ 贈与税の納税猶予で、「先代経営者が贈与時に認定会社の役員でないこと」とする要件が、「贈与時にその会社の代表権を有していないこと」となった。
- ④ 役員である贈与者が、認定会社から給与の支給を受けた場合は納税猶予が取り消しされたが、支給を受けても取り消しされないこととなった。
- ⑤ 経済産業大臣による事前確認制度が廃止された。
- ⑥ 株式不発行会社は一定の要件を満たせば、株券の発行をしなくても納税猶予の適用が受けられることとなった。
- ⑦ 適用対象となる資産保有型会社、資産運用型会社の要件が見直された。

